

申告受付日程表

◎町税の未納のある方は申告受付場所で納付できます。

期 日	場 所	受付時間	対象地区
2月15日(木)	天坪公民館	9:30~11:30	戸手野・馬瀬・枯谷
	郷の家	13:00~15:00	本村・峰
2月16日(金)	大砂子公民館(国道沿)	9:30~12:00	大砂子・柳野・永淵・大久保
	住民課税務班(役場1階)	13:00~16:30	川口南・津家・葛原
2月19日(月)	岩原部消防屯所	9:00~11:30	岩原・筏木・西峯三谷
	川戸集会所	13:00~14:30	上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火
2月20日(火)	久寿軒公民館	9:00~11:30	北川一区・北川二区・久寿軒
2月21日(水)	総合ふれあいセンター	9:30~11:30	大田口・目付・西梶ヶ内・東梶ヶ内・石堂・奥大田・西寺内・東寺内
		13:00~15:00	
2月22日(木)	総合ふれあいセンター	9:30~11:30	東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋・和田・船戸
		13:00~14:30	
2月23日(金)	奥大田集会所	9:30~10:30	奥大田・西梶ヶ内
	住民課税務班(役場1階)	13:00~16:30	高須・日浦・大王下・大王上
2月26日(月)	一の瀬公民館	10:00~11:30	一の瀬・中央
	川口公民館	13:00~14:30	川口・谷・式岩
2月27日(火)	大豊町立複合集会所 ひだまり	9:30~11:30	野々屋・土居・久生野・大畑井・沖・蔭・柚木
		13:00~14:30	
2月28日(水)	立川三谷集会所	10:00~11:30	立川三谷
	中和・刈屋多目的集会所	13:30~15:00	中和・仁尾ヶ内・刈屋
3月1日(木)	穴内公民館	9:00~11:30	式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域
	住民課税務班(役場1階)	13:00~16:30	小川・杉・松生
3月2日(金)	豊永公民館	9:00~11:30	安野々・西土居・八川・佐賀山・東土居・川戸
		13:00~14:00	
3月4日(日)	住民課税務班(役場1階)	8:45~11:30	全地区
		13:00~16:30	
3月5日(月)	八畝集会所	9:30~11:30	八畝・西川・立野
	怒田ふるさと館	13:00~14:30	怒田・南大王・三津子野
3月6日(火)	東豊永公民館	9:30~11:30	大平・大滝・落合・高原・川井・中内・立野・西川・粟生
		13:00~14:30	

◎当日申告できない方は、3月15日(木)までに税務班(役場1階)へお越しください。

(受付時間 8:45~11:30 / 13:00~16:30)

また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に税務班までご連絡ください。

お問い合わせ / 住民課 税務班

町県民税の申告は3月15日までに!

今年も各地区で、所得の申告受付を実施します。申告書を回覧などをお願いしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項にご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。

◆ 次の①か②をご持参ください。

①マイナンバーカード ②通知カードおよび本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)

◆平成30年1月1日現在、大豊町に住居登録のある方は、原則申告書を提出してください

申告書は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定資料になります。また、非課税証明書発行、国民年金保険料免除申請、福祉に関する負担金などの算定、保育料算定など様々な行政サービスを受けるためにも必要になりますので、収入がなかった場合でも必ず申告書を提出してください。(郵送可)

*申告書の提出が必要のない方…税務署に所得税の確定申告を提出する方、平成29年中の所得がひとつの勤務先からの給与所得のみであった方

◆次の収入がある場合は、申告受付がスムーズに行えるよう必ず帳簿や賃金支払明細書、保険会社発行の通知書(証明書)などを持参してください

農業所得、日労所得、個人年金(公的年金等以外の年金)所得

*申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆各種控除を受ける場合の必要書類

- 社会保険料控除…申告者および生計を共にする配偶者や親族にかかる保険料など(国保税・国民年金保険料・任意継続保険料など)の納付・控除証明書または領収書
- 生命保険料控除…申告者および扶養家族名義の生命保険料・個人年金保険料支払証明書
- 地震保険料控除…地震保険料および旧長期損害保険料支払証明書
- 寄附金控除…受領書または証明書
- 住宅借入金等特別控除…年末残高証明書、家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写しなど(下線部の書類については初年のみ)

医療費控除…医療費の領収書および保険金など補てん金額のわかるもの(従来の制度) **支払った医療費の合計を事前に集計してください。**(病院ごと・個人ごと)

セルフメディケーション
税 控除 対象

セルフメディケーション税制…一定の取組(特定健診、予防接種など)を行ったことを証明する書類(新制度) スイッチ OTC 医薬品を購入したことが分かるレシートや領収書 (対象製品には上のようなマークが入っています)

*従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらか一方の制度を選択

◎詳しい制度の概要については、国税庁ホームページまたは南国税務署までお問い合わせください。

◆平成29年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

【求める所得金額=①×②-③】			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除
65歳未満 昭和28年 1月2日以後に 生まれた人	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	700,001円~1,299,999円	100%	700,000円
	1,300,000円~4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円~7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上 昭和28年 1月1日以前に 生まれた人	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
	1,200,001円~3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000円~4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円~7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円